

広島県告示第九百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

立戸B地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	字	地番			標柱番号
大竹市	小方町小方	苦ノ坂東山	六〇番一	六一番	四九番一	標柱一号及び二号
	立戸三丁目		一七三六番一五	一七三六番二九	一七三六番二八	標柱三号
						標柱四号及び五号
						標柱六号
						標柱七号
						標柱八号